

重点的な取組、共通的な取組

令和6年度の調達改善計画				令和6年度年度末自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日)													
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度 ※1	取組の開始年度	取組の目標		難易度 ※1	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度 ※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○	○	1. 調達改善に向けた審査・管理の充実【入札等監視委員会(事後審査)の積極的活用等】	<p>1. 入札等監視委員会(事後審査) 入札等監視委員会において、調達についての事後審査を行い、向委員会委員及び担当者からの調達又は類似の調達に反映することにより、PDCAサイクルを通じた調達改善を図る。特に、当該委員会において改善措置を講ずることが必要と指摘された案件については、指摘事項等が調達結果にどのように反映されたかを、入札等監視委員会で審査を行う。</p> <p>2. 各種調達事務の見直し 一者応札等への対応 一者応札等で受託・受注している案件については、調達の目的・内容に応じて以下の内容を検討し、所要の改善策を講じる。なお、入札等監視委員会等の指摘事項を踏まえて改善した結果について、好事例があれば庁内に周知を行う。また、一者応札となった個別案件及びその要因について一覧表の作成を行い、庁内に共有する。 ①要因分析及び対応方針 要因を分析し対応方針を定める。その際、入札説明会に参加したが応札しなかった者等に対するアンケート等を実施する。 ②競争参加資格等の見直し 参加資格、応札(応募)条件及び実績要件等について緩和又は削除が可能か。 ③仕様の見直し 受注者を限定する性能、条件ではないか(同等の記述が可能か)、積算が可能な内容か、業務量、履行期間その他の履行条件で過度の負担となっていないか、仕様の公表において公平性・透明性が確保されているか。 ④発注単位の見直し 効率性を損なわない範囲内で、調達業務の分離・分割は可能か。あるいは、競争性を損なわない範囲内で、一括調達は可能か。 ⑤調達スケジュール等の見直し 公告期間の延長、説明会の開催、説明会から入札、技術提案期限までの期間の延長、又は調達手続の時期の前倒し等により参加希望者の準備期間を十分に確保できるか。 ⑥調達情報の周知の徹底 各種広報ツール(HP、業界紙への掲載等)の活用を行っているか。 ⑦業務内容の理解の促進 新規参加者が業務内容を正確に理解するため業務説明会の開催、入札説明書等の作成・配付、過去の業務実績又は現行業務の情報閲覧等を行っているか。</p> <p>3. インターネットによる価格調査 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格や調達仕様書の見直し等の改善を図る。</p> <p>4. 調達事務の進捗管理 会計事務の適正化の取組や早期発注を図る観点から、今後は、一元的な調達事務の進捗管理を行っていく。</p>	調達について、外部有識者により構成される入札等監視委員会の意見等も踏まえ、次回の調達又は類似の調達に反映させることにより、調達改善を図ることから、重要な取組として位置づけるもの。	A+	令和6年度	令和6年度末	令和6年度	<p>1. 入札等監視委員会の指摘事項を、調達に反映させることにより、競争性を促進し、調達コストの改善及び質の向上を確保する。</p> <p>2. 一者応札等について、外部有識者(入札等監視委員会)に語り、要因分析及び改善点を明らかにし、競争性を促進し、調達コストの改善及び質の向上に努める。</p> <p>3. 予定価格の設定について、インターネットによる価格調査を行い、適正な実勢価格の把握に努める。</p> <p>4. 庁内の調達事務に関して、早期発注が出来るよう進捗管理に努める。</p>	令和6年度末	令和6年度	<p>1. 入札等監視委員会は上半期及び下半期と2度開催され、令和6年9月20日に「令和5年度下半期」、そして、令和7年3月7日に「令和6年度上半期」の契約に係る審査を行った。当委員会での委員の指摘を踏まえて入札時期の見直しを行った結果、応札数の増加に繋がった。</p> <p>2. ①令和5年度入札等監視委員会で審議の対象となった案件について、委員の指摘を踏まえて参入要件を緩和したことにより、1者から複数者へと参入障壁が改善された。 ②一般競争入札の技術点に係る評価項目を見直し、令和5年度と比較して、「類似業務の経験」について必須要件から加算対象に要件緩和したことにより、1者から複数者へと参入障壁が改善された。 ③仕様書を見直し、「類似業務の経験」を必須要件としなかったことにより、1者から複数者への増加に繋がった。 ④庁内での協議を経て、一括調達と整理するなど、発注単位の見直しを行った案件はあるが、調達時期の遅れに繋がったため、令和7年度以降は調達時期も考慮したい。 ⑤WTO対象外の案件については、公告期間を10営業日以上確保することで参加希望者の準備期間を十分に確保している。 ⑥当庁HPや電子調達システム上で調達案件を掲載しており、多くの事業者へ周知している。 ⑦新規参入者等に対して、入札説明書等の作成・配付を行ったこと、調達ポータル利用者以外の事業者を含め、各案件の周知を図ることができた。その結果、多くの事業者に関与・検討いただいたと評価している。</p> <p>3. 予定価格の設定について、インターネットを活用し、実勢価格の把握を行った。</p> <p>4. 案件管理表を活用し、各調達案件の進捗管理を徹底することで入札スケジュールどりに執行することができた。また、総合評価落札方式の実施について内規を整備した。</p>	<p>今年度年度末: 1者応札状況 36.2% (38件) <本庁分: 31% (26件)、施設分57.1% (12件)></p>	<p>1. 令和5年度下半期及び令和6年度上半期の調達について、1者応札案件、低入札価格調査の対象となった案件等について、理由及び改善の余地がないかの確認を行い、各案件において適正である事が認められた。併せて、不落随契約となった背景に関して、確認を行った。 なお、所管施設(2施設)においては、入札等の案件について、公共調達審査会に於いて審査を行い、各案件の調達に係る手続きについて、適正である事が確認された。</p> <p>2. 外部有識者(入札等監視委員会)の意見具申を庁内に周知し、一者応札低減を推進した。 ①委員の指摘を踏まえて参入要件を緩和したことにより、1者から複数者へと参入障壁が改善された。 ②一般競争入札(総合評価落札方式)の評価項目の見直しを行い、「類似業務の経験」を必須要件から加算対象に変更したことにより、1者から複数者への増加に繋がった。 ③仕様書の要件を緩和したことにより、1者から複数者への増加に繋がった。 ④仕様書の内容として一括調達が可能な案件は見直しを行ったが、調達時期の遅れに繋がったため、令和7年度以降は調達時期も考慮したい。 ⑤HP等での周知により、公告後速やかに調達案件の把握が可能となった。 ⑦入札説明書の配布を行ったこと、調達ポータル利用者以外の事業者を含め、各案件の仕様について認識いただけた。</p> <p>3. 会計事務担当職員に対して、予定価格の設定について、インターネットを活用し、実勢価格の把握を行うよう指導した。</p> <p>4. 案件管理表を活用して進捗管理を徹底したことで、各調達案件が計画通りに進んだ。また、総合評価落札方式について、適正な評価が行われるよう内規を策定し、庁内職員に周知を行った。(こども家庭庁における総合評価落札方式における技術審査について、令和6年7月1日こども家庭庁長官決定)</p>	R6年度 (入札等監視委員会はR6年9月期-3月期)	<p>1. 「公告日程については、可能な限り余裕のある日程にすることで、より公正な(競争性のある)入札となること、及び「総合評価落札方式では、発注者と入札参加者の成果物イメージが解離しないように、仕様書における成果物の記載や技術評価の方法を工夫し共有していく」といことが、必要である事が分かった。</p> <p>2. 一者応札の低減について、他府省の取組を参照とする等、今後も低減に向けた取組を継続して参りたい。</p> <p>3. 課題を踏まえて引き続き適正な価格設定に向けて対応していきたい。</p> <p>4. 調達事務の進捗管理について、庁内経理関係担当者へ、入札スケジュール及び提出期限等を周知徹底する。</p>	<p>1. 引き続き調達コストの改善及び調達の質の向上を図る。</p> <p>2. 一者応札の低減について、他府省の取組を参照とする等、今後も低減に向けた取組を継続して参りたい。</p> <p>3. 課題を踏まえて引き続き適正な価格設定に向けて対応していきたい。</p> <p>4. 調達事務の進捗管理について、庁内経理関係担当者へ、入札スケジュール及び提出期限等を周知徹底する。</p>
○		2. 随意契約の改善	<p>随意契約を行うおとす場合は、発注前に第三者的な視点を取り入れるために会計担当監査ラインにおいても、真に随意契約であるべき法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行う。 また、デジタル庁の「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進」は、従前の随意契約事務を大きく変革するものであり、政府全体の取組みであることから、重要な取組として位置づけるもの。</p>	デジタル庁の「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進」は、従前の随意契約事務を大きく変革するものであり、政府全体の取組みであることから、重要な取組として位置づけるもの。	A+			競争性のない随意契約によらざるを得ない判断される案件についても、調達コストの改善及び質の向上に努める。また、デジタル庁の「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進」に、適切に対応する。	A+		A	随意契約について、真に随意契約である案件に関して、適正に実施された。		<p>・随意契約の事前審査について、仕様書だけでなく、各調達内容の詳細が一目に分かる資料があればより円滑な調達手続きとなる。 ・「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進」について、庁内会計事務担当職員との理解が高まるよう、周知徹底に努めて参りたい。 また、デジタル庁で進行準備を進めている上記電子化推進が、以下項目「3. 調達事務のデジタル化の推進」の取組みに資するよう対応を進める。</p>			
	○	3. 調達事務のデジタル化の推進	<p>調達事務のデジタル化の推進について、入札説明会のオンライン開催、電子入札、電子契約等の調達事務のデジタル化について、調達事務の効率化に資する範囲において、取組を推進する。 また、調達事務のデジタル化についての周知調達事務のデジタル化について、未了する業者等に対しての周知を実施する。</p>		A			入札説明会のオンライン化、電子入札、電子契約等に取組み、調達事務のデジタル化を推進し、調達事務の合理化及び迅速化を図る。	A		B	<p>・電子応札対象案件 今年度年度末53.3% (56件) <本庁分: 48.8% (41件)、施設分71.4% (15件)></p> <p>・電子契約案件 今年度年度末0% (0件)</p>	R6年度	電子証明等の取得や導入手続きが煩雑であり、電子入札への移行に躊躇している事業者がある。また、契約書の作成について、事業者は従前通り紙での作成を希望されている。	電子契約に関して、事業者側にもメリットが有る事を、丁寧に周知し、電子入札及び電子契約を更に推進する。		

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日「デジタル庁」等)。
電子入札率=電子応札案件数÷電子入札案件数
電子入札案件数=入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
電子応札案件数=開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率=電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札にのらない電子契約案件数)
電子契約案件数=契約確定案件数のうち、「契約書」または「標準書」を「電子」で実施した案件数
電子入札にのらない電子契約案件数=電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度
A+: 効果的な取組
A: 発見的な取組
B: 標準的な取組

※2 進捗度
A: (定量的な目標) 目標進捗率90%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
B: (定量的な目標) 目標進捗率50%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支部局等)との調整を行った取組
C: (定量的な目標) 目標進捗率50%未満
(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにどまった取組